

# 品質保証【本体・役物 表面色の部分的な変色・褪色30年保証について】

表面色の部分的な変色・褪色 **30**年保証

## 保証対象

2019年4月以降出荷の株式会社LIXILが販売した「グランドリバー」、「オレゴンプライド」、「セントリー」各シリーズの本体および役物(施工部材及びスターター・銅板スターターは除く)とします。

## 保証内容

著しい部分的変褪色※がないこと。但し、通常の環境条件下において、均等に日光や風雨にさらされた場合に限りです。

※「著しい部分的変褪色」とは、施工後の年数を考慮しても外壁材外観が見苦しく、社会通念上、明らかに補修が必要となる場合をいいます。尚、保証内容に抵触するか否かについては、株式会社LIXILが品質保証条件と免責事項を確認した上で、判断するものとします。

## 保証期間

通常の使用環境下において製品を使用した住宅・建築物の施工完了から30年間とします。

ただし、本保証に基づき補償が行われた場合でも、その後の保証期間は当初の保証期間の残余期間といたします。

## 保証対象条件

- ①弊社が保証対象者に「WALL-J本体・役物表面色の部分的な変色・褪色30年保証書」を発行した物件。
  - ②弊社純正の役物、部材を使用し、弊社発行の「WALL-Jテクニカルガイド」(施工時の最新版)に定める施工方法で施工されている物件。
- ※保証申請時に申請された住所から、他の場所に移動可能なトレーラーハウス等については、移動した時点で保証対象外になります。

## 保証対象者

保証書の発行対象者は、元請業者様(住宅会社様、工務店様)とします。

## 補償方法

保証対象商品の無償提供をします。但し、株式会社LIXILが調査の上、製品不具合があると判断した場合に補償します。

※胸線、透湿防水シート、気密テープ、留め付けビスなどの下地材料費、仮設定場設置費、養生費、残材処分費および施工手間賃並びに他部位への影響で発生した費用等の対象商品以外の費用は負担しません。

なお、当該商品の生産中止または変更により、対象となる商品を供給できないことがあります。

その場合には、弊社の判断により同等の品質と価格を有する代替品または該当商品相当額による返金(株式会社LIXILによる査定額)で補償するものとします。

## 免責事項

- ①「WALL-Jテクニカルガイド」とは異なる方法その他の不適切な方法・仕様による保管によって変形や割れなどの不具合が発生した場合。(以下の例に該当する場合を含みますが、これに限りません。)
  - 例1)倉庫や現場での保管時に高温に曝されての変形
  - 例2)大きな荷重が部分的にかかった事で起こる変形や割れ
  - 例3)立てかけ保管により起こる変形
- ②施工時の最新版「WALL-Jテクニカルガイド」とは異なる方法や、不適切な方法、仕様による施工によって発生した不具合。(以下の例に該当する不具合を含みますが、これに限りません。)
  - 例1)止付けビスの打ちすぎによる変形やサイディングが変形する恐れのある施工がなされたことによる不具合
  - 例2)樹脂サイディング特有の温度による伸び・縮みにより生じる不具合
  - 例3)養生にガムテープを用いた事による糊残り汚れ
  - 例4)サイディング本体同士の嵌合が不十分だったため、風により飛ばされた不具合
  - 例5)弊社の部材、付属部材以外の部材を使用・併用したことにより生じた不具合
  - 例6)外壁用途以外で使用することで生じた不具合
- ③通常の環境下で均等に褪色した場合や、通常の環境下であっても、サイディング表面に埃などの汚れが原因となって生じた著しい部分的変褪色および日光の暴露度合いが異なる面で生じる色むら、(以下の例に該当する色むらを含みますが、これに限りません。)は保証の対象外とします。
  - 例1)同一面であっても均等に褪色した施工当初のサイディングとの色の違い
  - 例2)住宅の面の違い(南面と西面など)で日光の暴露度合いが異なることで生じる変褪色及び色むら
  - 例3)同一面であっても樹木や建物により日光の遮蔽度合いの違いによる変褪色及び色むら
  - 例4)サイディング施工後に破損等で経年でサイディングの張替を行った場合や保証内容に定める不具合により対象箇所商品の張替を行った場合に発生する既存サイディングとの色の違いや色むら
- ④入居者(管理人を含む)または第三者による維持管理不行き届きならびに故意、過失による不具合。(以下の例に該当する不具合を含みますが、これに限りません。)
  - 例1)物がぶつかったことによる割れ(除雪作業中のスコップ、自転車の衝突、飛び石など)
  - 例2)壁付近で焚き火をしたことによる変形・変色や飛び火による汚損
- ⑤地盤沈下、地層歪み、断層によって生じたサイディング設置壁面、表面、または構造体の故障、不具合、損傷、割れ。
- ⑥地震、竜巻、突風、暴風、雹、霰、落雷、洪水、落石等の天変地変、火災、氷柱や雪の塊がぶつかったこと等によって生じる不具合。(以下の例に該当する不具合を含みますが、これに限りません。)
  - 例1)台風等の強風によるサイディング材の剥がれ
  - 例2)台風等の強風により、近隣からの飛来物がぶつかったことによる破損
  - 例3)自宅や隣家の屋根、窓上の桟などから落ちてきた雪や氷柱による割れ
  - 例4)豪雪地域での、積もった雪が下に下がっていく時に接している壁のサイディング材が引き下げられることで窓脇の壁などのサイディング材が剥がされ、下地が剥き出しになる不具合
- ⑦建物自体の変形、下地の腐食、経年変化による下地材の反り、くずれ等により生じた不具合。
- ⑧汚れ(広い水や塩の固着などによる汚れを含む)、錆び、カビ、こけ、藻、等による外観上の変化。
- ⑨特殊環境で使用した場合(特殊環境とは以下のような状況を指しますが、これに限りません。)
  - 例1)設備や車両から熱があたる部位での使用、高温下で保管がされた場合
  - 例2)給湯器やボイラーなど高熱源による変形、サニールーム内の高温、日射などによって高温となった金属との接触
  - 例3)外壁に悪影響を及ぼす可能性がある地域や場所、箇所
  - 例4)ガラスや窓(特にLow-e ガラス製だがこれらに限定されない)からの反射光や金属製品からの反射光、輻射熱により高温となることによる変形
  - 例5)日射による水面からの反射光による変形
  - 例6)浮遊物が固着するような環境
  - 例7)公害により損傷が発生するような場所
- ⑩寒暖差の影響によって生じる音鳴り及び風によって生じるパタつき音や音鳴り。
- ⑪不適切な器具、洗剤、薬品等による洗浄または不適切な高圧洗浄方法等によって生じる不具合。(以下の例に該当する不具合を含みますが、これに限りません。)
  - 例1)金属製の硬質のタワシ・ブラシ等不適切な器具を用いた洗浄による損傷
- ⑫瑕疵を発見した後、速やかに届け出が無かった場合。
- ⑬契約当時実用化された技術では予測することが不可能な現象が原因で生じた不具合。
- ⑭サイディング工事完了後の増改築や補修及び塗装、あるいは設備機器・看板等の取付工事等によって生じた不具合。
- ⑮保証内容に定める不具合以外の不具合現象、または不具合の程度に達しない現象。
- ⑯保証内容に定める不具合によって、保証対象商品以外に発生した不具合。
- ⑰保証対象商品以外の不具合によって発生した、保証内容に定める不具合。
- ⑱その他、弊社の責に帰さない事由による不具合。
- ⑲保証期間の経過後に申し出た場合。

## 保証書発行条件

保証書は、工事業者が本商品を使用した工事終了後、弊社指定の「保証書発行申請書」に必要事項をもれなくご記入の上、施工完了3か月以内に弊社担当営業所へご提出ください。

なお、この保証は、汚れ、カビ、こけ、藻等による外観上の変化に関する保証ではありません。

## 保証の手順

保証申請は右の手順で進めてください。

申請者(住宅会社様)

←(保証書発行申請書)

(株) LIXIL

←(保証書)

申請者(住宅会社様)

**必ずお守りください**

弊社指定の「保証書発行申請書」に必要事項をもれなくご記入の上、施工完了後3か月以内に弊社担当営業所へご提出ください。